

建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面＜参考＞を参照）

- 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- 適用業種については主たる業態により判断されます。
- 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出席等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



<参考>

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注)なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間にを利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さんへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

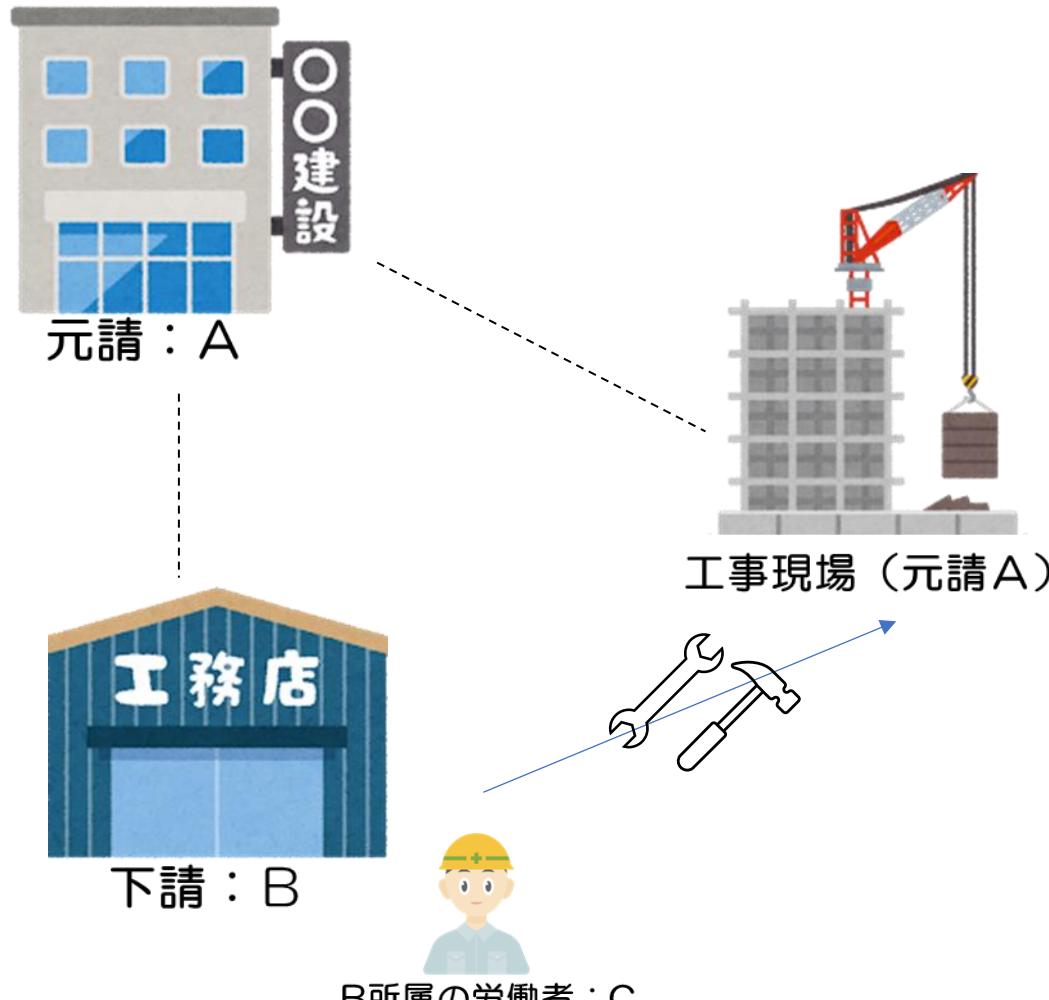
- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

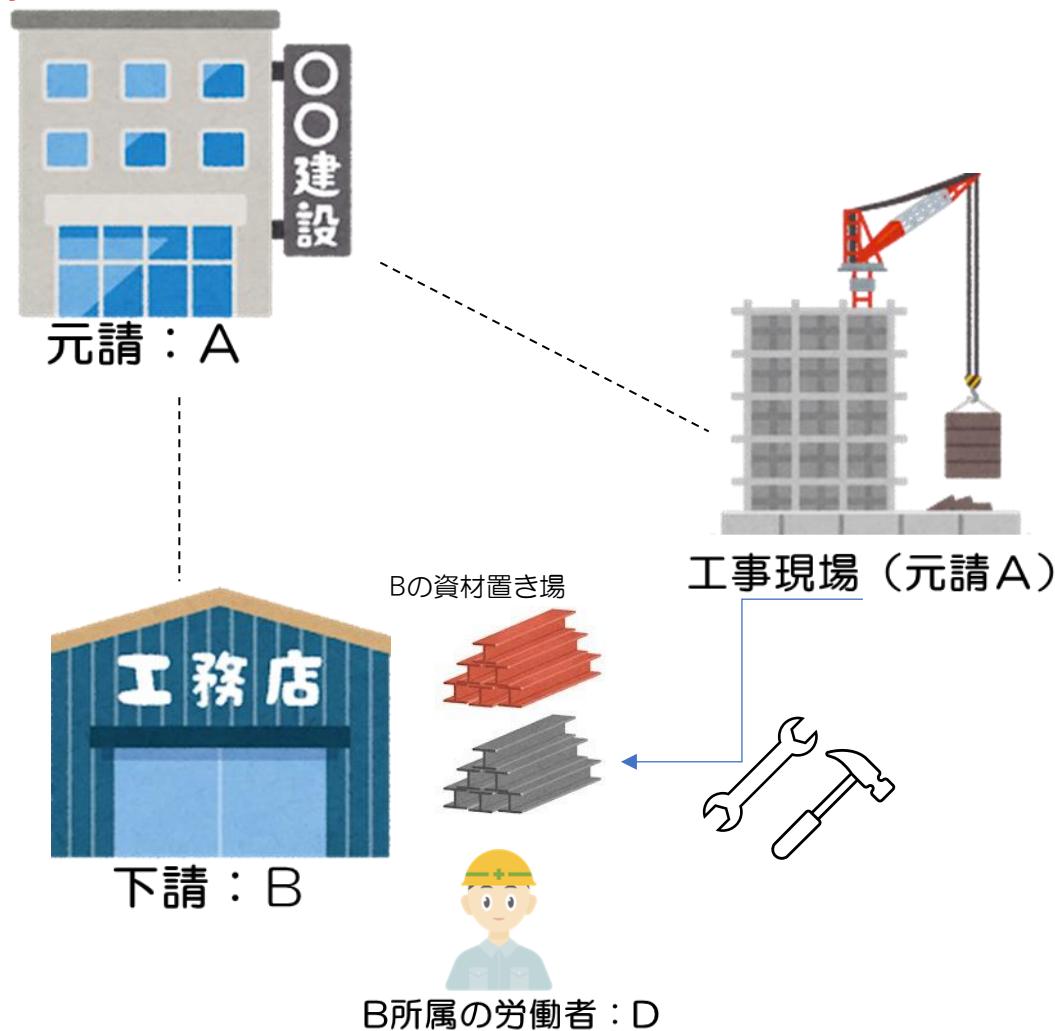
(参考1) 元請の「現場労災」の保険関係が適用となる場合 (=下請の「現場労災」及び「事務所等労災」の保険関係の適用にならない)

例1



* 下請Bの労働者Cが工事現場（元請A）の
現場作業に従事した場合は元請Aの「現場労
災」に含める

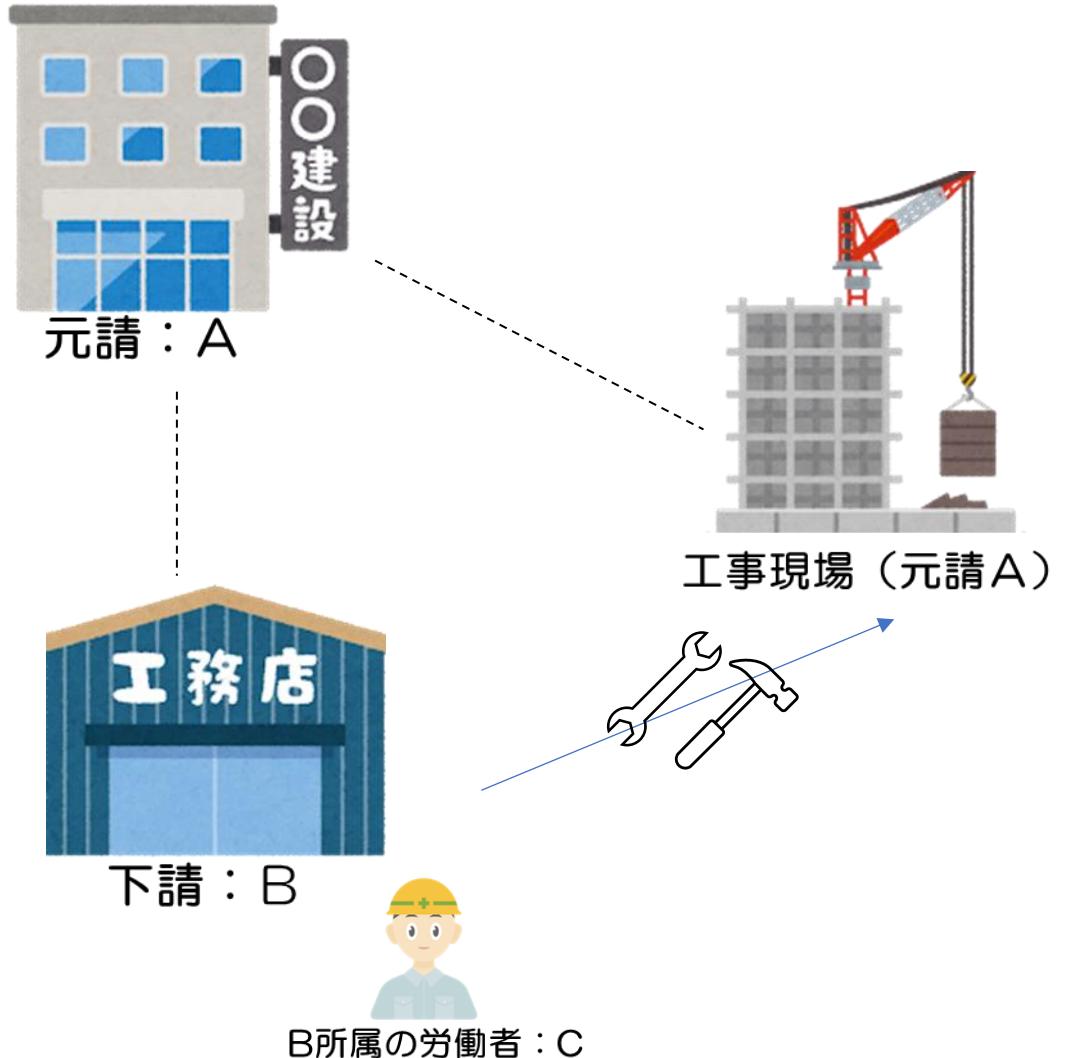
例2



* 下請Bの労働者Dが工事現場（元請A）の
作業の一部を自社の資材置き場で整理業務
に従事した場合は元請Aの「現場労災」に含
める

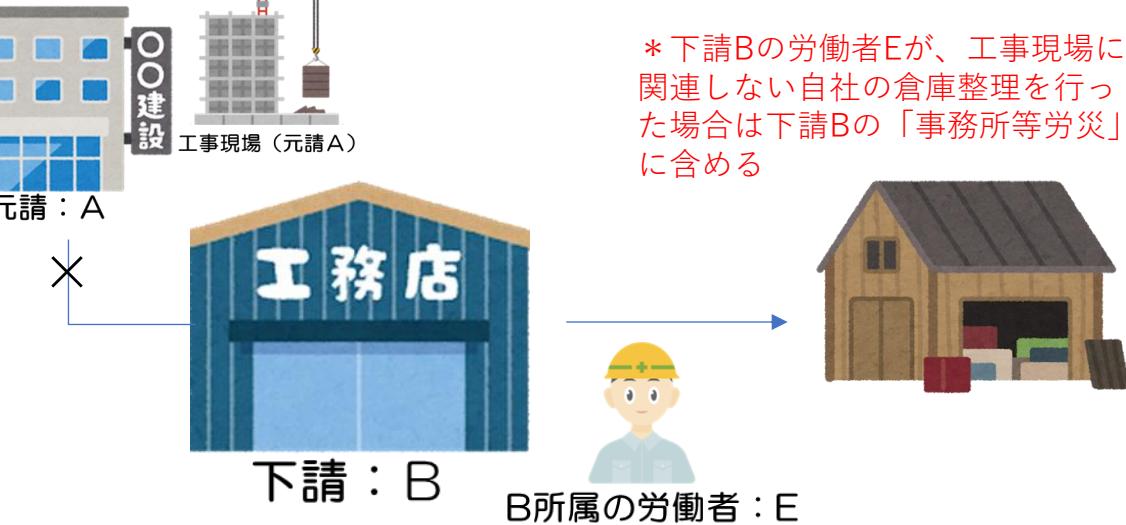
例3 (例1と同じ)

元請Aの「現場労災」の保険関係が適用となるケース



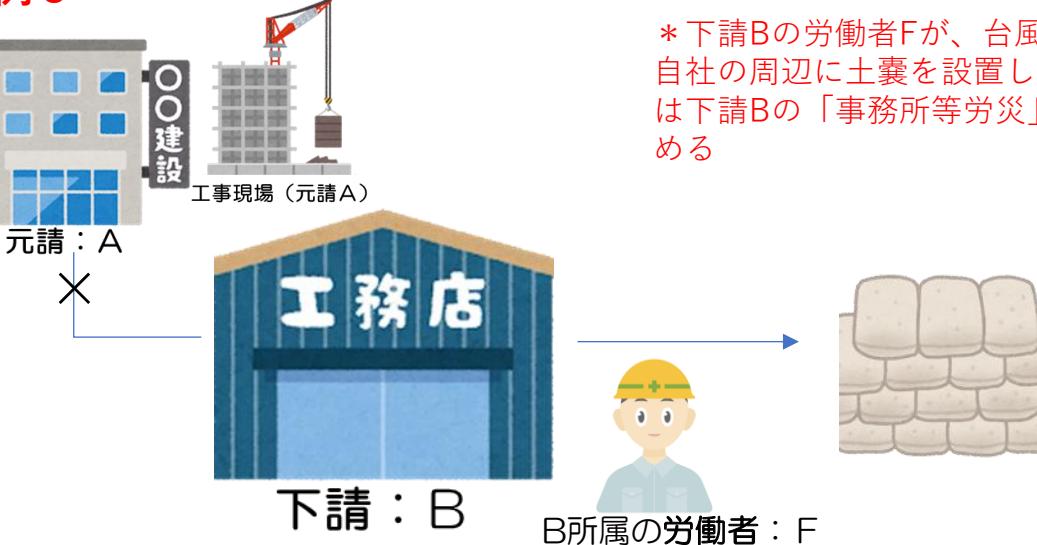
例4

下請Bの「事務所等労災」の保険関係が適用となるケース



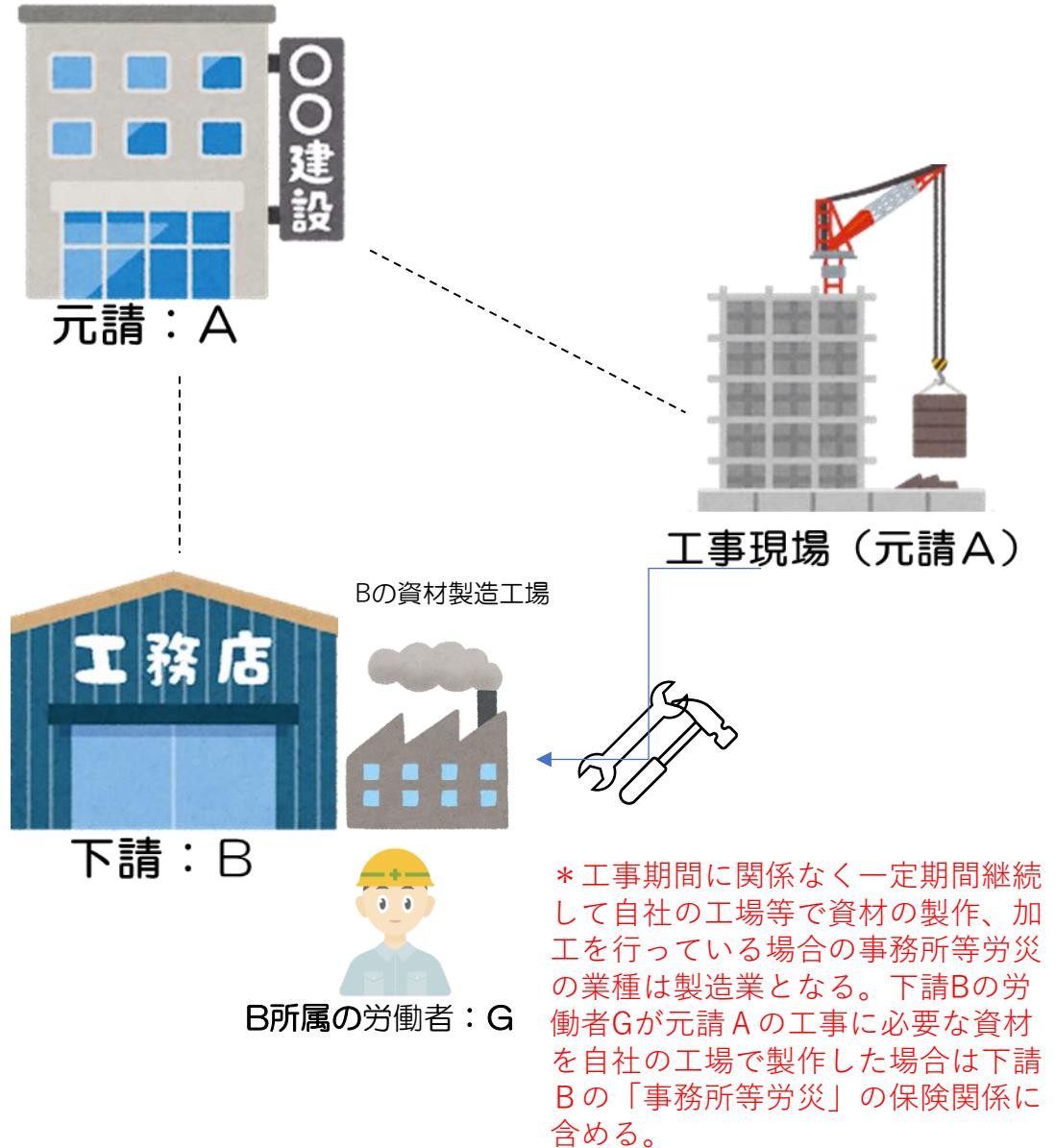
例5

*下請Bの労働者Fが、台風に備え
自社の周辺に土嚢を設置した場合
は下請Bの「事務所等労災」に含める



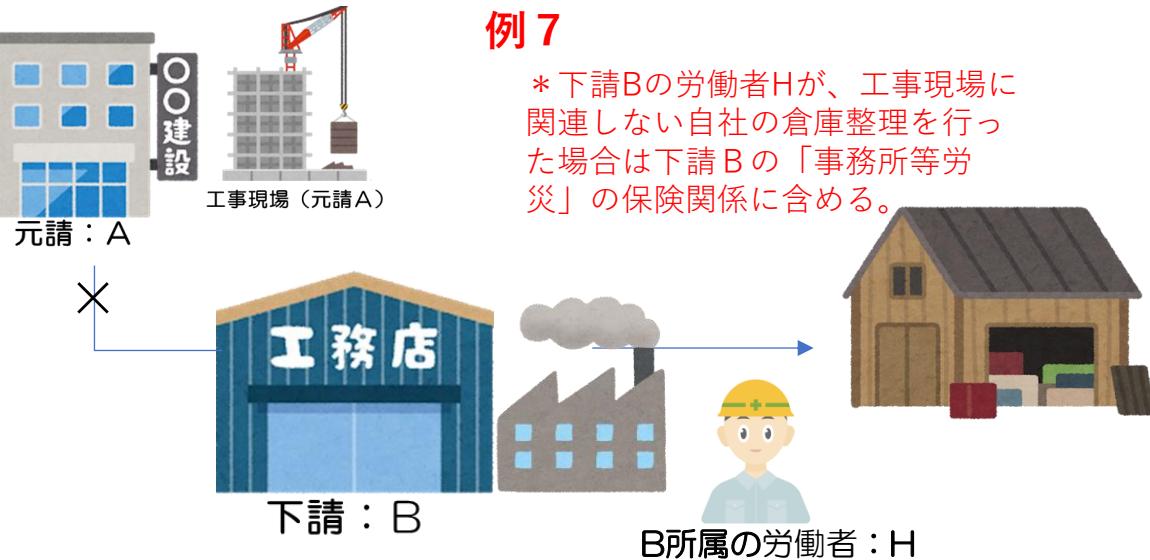
例6

下請Bの「事務所等労災」の保険関係が適用となるケース



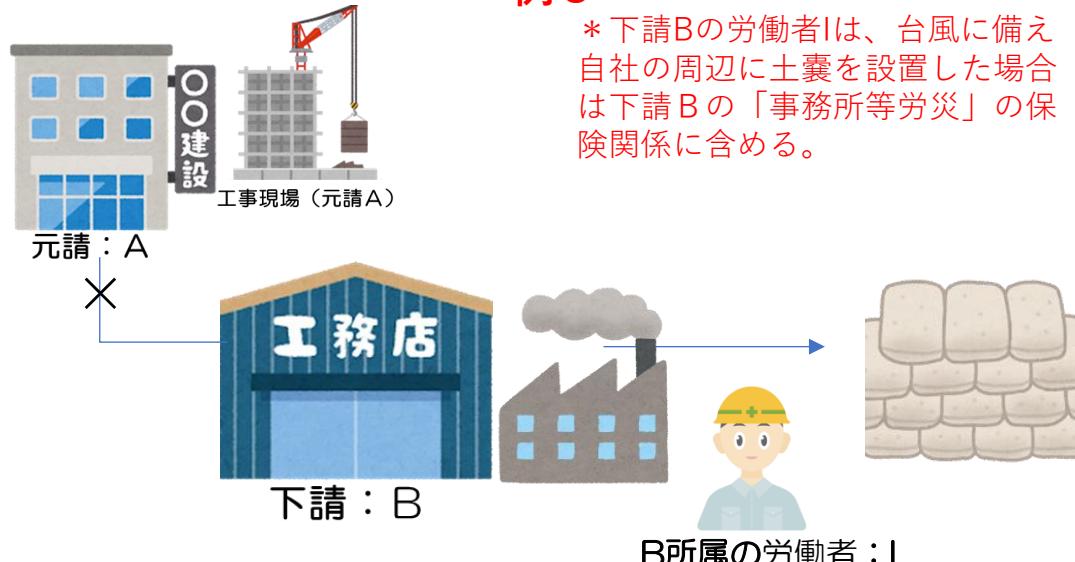
例7

*下請Bの労働者Hが、工事現場に関連しない自社の倉庫整理を行った場合は下請Bの「事務所等労災」の保険関係に含める。



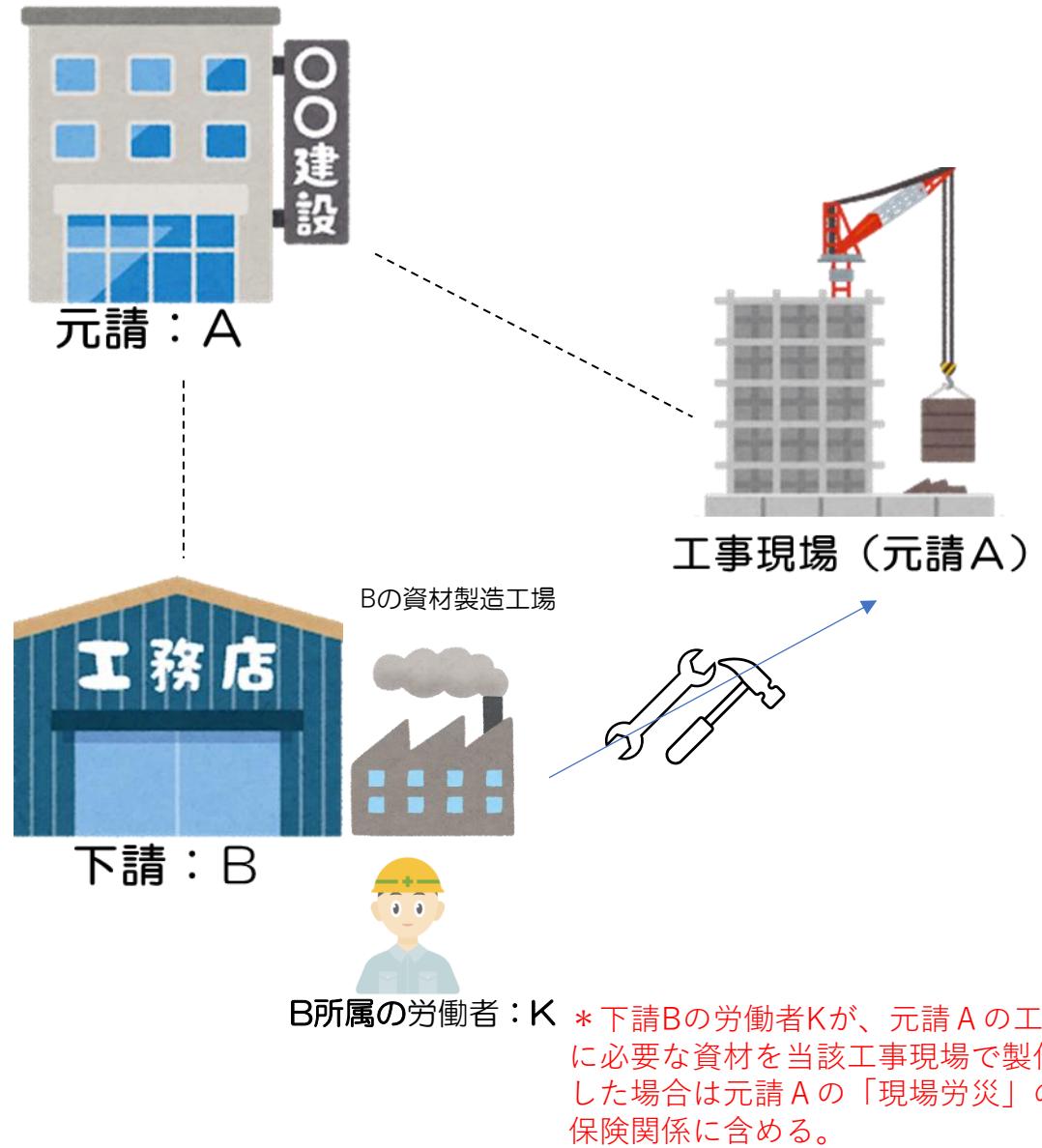
例8

*下請Bの労働者は、台風に備え自社の周辺に土嚢を設置した場合は下請Bの「事務所等労災」の保険関係に含める。



例9

元請 A の「現場労災」の保険関係が適用となるケース



例10

